



平成 30 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 要 興 業
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 藤 居 秀 三
(コード番号：6566 東証市場第二部)
問 合 せ 先 取 締 役 総 務 部 長 村 木 宣 彦
(TEL. 03-3986-5352)

定款一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 26 日開催予定の第 46 回定時株主総会に、定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役の経営責任を明確にし、コーポレート・ガバナンスを一層強化するとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第 21 条（取締役の任期）第 1 項につきましては取締役の任期を 2 年以内から 1 年以内に短縮し、これに伴い、任期の調整に関する同条第 2 項を削除するものであります。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第 48 条（剰余金の配当等の決定機関）及び第 49 条（剰余金の配当の基準日）を新設し、内容が重複する現行定款第 48 条（期末配当金）及び第 49 条（中間配当金）を削除するとともに併せて変更案第 50 条第 1 項に記載のとおり除斥期間に関する規定を変更するものです。

2. 変更の内容

定款変更案の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 30 年 6 月 26 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 30 年 6 月 26 日（予定）

以上

【 別 紙 】

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 <u>2.</u> 補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべきときまでとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(期末配当金) 第48条 当社は株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という）を支払う。</p> <p>(中間配当金) 第49条 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という）をすることができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間) 第50条 期末配当金および中間配当金が、支払開始日の日から満3年を経過しても受領されないときは、会社はその支払の義務を免れる。</p>	<p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 (削 除)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第48条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議をもって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第49条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 <u>2.</u> 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 <u>3.</u> 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(期末配当金等の除斥期間) 第50条 配当財産が金銭である場合、支払開始日の日から満3年を経過しても受領されないときは、会社はその支払の義務を免れる。</p>